

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○県統計調査の実施	(統計課)	1
○救急病院の認定	(医療政策課)	1
○道路の供用開始	(道路課)	1
公告		
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課)	1
○土地改良区の清算人の就職	()	1
高知県教育委員会規則		
◎高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則		2

告 示

高知県告示第562号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成29年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
県民世論調査
- 調査の目的
県民のニーズ・意識等を把握し、県政運営の基礎資料を得るため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
満18歳以上の県民
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 県の基本政策について
 - 南海トラフ地震対策について
 - 在宅医療について
 - 飲酒と健康について
 - 子どものスポーツ振興施策について

カ 第3期産業振興計画ver. 2について

キ 県の広報について

ク 幼児教育について

ケ あなたご自身のことについて

(2) その基準となる期日

調査日現在

5 報告を求める者

(1) 数

3,000人

(2) 選定方法

県内を8区域に分け、当該区域に所在する市町村の選挙人名簿より、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が民間業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成29年8月上旬から同月31日まで

高知県告示第563号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知県立幡多け	宿毛市山奈町芳奈3	平29・8・	平32・7・
らんみん病院	番地1	1	31

高知県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年7月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 小味野々川口
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町南川口字岡分136番4から	410	平成29年7月31

高岡郡四万十町南川口字シ タヤシキ52番1まで		日
----------------------------	--	---

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、にしとさ土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成29年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	佐竹 久司	四万十市西土佐奥屋内 817番地
〃	篠田 伸久	〃 〃 1296番地 1
〃	石川 眞	〃 西土佐玖木 80番地
〃	和田 悦雄	〃 西土佐口屋内 256番地
〃	宇都宮和實	〃 西土佐中半 393番地
〃	稲田 喜敏	〃 西土佐藤ノ川 116番地
〃	阿部 敦雄	〃 〃 130番イ号地
〃	芝 貢	〃 西土佐用井 68番地
〃	杉本 晃	〃 西土佐半家 77番地 1
〃	土居 隆夫	〃 〃 85番地 1
〃	竹村 光一	〃 西土佐長生 196番地
〃	長崎 等	〃 西土佐江川 859番地 2
〃	笹岡 豊生	〃 西土佐江川崎 153番地
〃	濱田 雅信	〃 〃 612番地
〃	室津 憲一	〃 〃 1065番地
〃	井上 満則	〃 西土佐西ヶ方1100番地
〃	竹葉 準一	〃 西土佐下家地 721番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、にしとさ土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成29年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
佐竹 久司	四万十市西土佐奥屋内 817番地
篠田 伸久	〃 〃 1296番地 1
石川 眞	〃 西土佐玖木 80番地
和田 悦雄	〃 西土佐口屋内 256番地
宇都宮和實	〃 西土佐中半 393番地
稲田 喜敏	〃 西土佐藤ノ川 116番地
阿部 敦雄	〃 〃 130番イ号地
芝 貢	〃 西土佐用井 68番地

杉本 晃	〃	西土佐半家	77番地 1
土居 隆夫	〃	〃	85番地 1
竹村 光一	〃	西土佐長生	196番地
長崎 等	〃	西土佐江川	859番地 2
笹岡 豊生	〃	西土佐江川崎	153番地
濱田 雅信	〃	〃	612番地
室津 憲一	〃	〃	1065番地
井上 満則	〃	西土佐西ヶ方	1100番地
竹葉 準一	〃	西土佐下家地	721番地

教育委員会規則

高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成29年7月28日

高知県教育長職務代理者 教育委員 平田 健一

高知県教育委員会規則第10号

高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当該中学校長」を「高知県教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。